



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆交通事故などで保険証を使うときは届け出を！

第三者（自分以外の人）からの行為によって受けたけがなどの治療についても、届け出ることにより国民健康保険を使って治療を受けることができます。

この場合、加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が一時的に立て替えることとなります。

しかし、かかった医療費は本来加害者が支払うべきものなので、後で加害者に請求することとなります。

《第三者行為となるもの》

- ・交通事故
- ・飼い犬からの咬み傷 など

ご注意！ 次の場合は国民健康保険を使つての治療は受けられません。

- ①加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談を済ませているとき。
- ②業務上のけがのとき。
- ③飲酒運転、無免許運転などでけがをしたとき。



○交通事故に遭つた際の手続き方法

I. 役場の国民健康保険係にて、『第三者行為による傷病届』の手続きを行ってください。

【必要なもの】

- ・保険証
- ・交通事故証明書（後日でも可）
- ・印鑑

II. 役場の国民健康保険係にて次の書類をお渡ししますので、後日提出してください。

【お渡しするもの】

- ・第三者行為による傷病届
- ・交通事故発生状況報告書
- ・念書

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 27 年 7 月	4,107 人	190 人	4,297 人
	平成 26 年 7 月	4,307 人	201 人	4,508 人
医療費総額	平成 27 年 7 月	176,829,832 円	7,860,052 円	184,689,884 円
	平成 26 年 7 月	152,677,804 円	7,505,189 円	160,182,993 円

区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり 医 療 費	平成 27 年 7 月	43,056 円	41,369 円	42,981 円
	平成 26 年 7 月	35,449 円	37,339 円	35,533 円